



三井住友信託銀行が野村不動産マスターファンド投資法人<3462>株式の変更報告書を提出（保有減少）



野村不動産マスターファンド投資法人<3462>について、三井住友信託銀行が7月6日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「株券等保有割合が1%以上減少」によるもの。

報告書によると、三井住友信託銀行の野村不動産マスターファンド投資法人株式保有比率は、8.40%と1.06%減少した。

報告義務発生日は、2016年6月30日。